

(質問)

市議案第58号平成21年度豊中市一般会計補正予算第3号について

(補正予算案策定の過程について)

①地域活性化・経済危機対策臨時交付金の本市交付限度額を6億8499万6千円と見込んで、今回の補正予算案を作成されましたが、もともとは、各部局から、交付限度見込額以上の事業要望があったと伺っています。詳しくは今後の各常任委員会で審議がなされるわけですが、ご提案された事業はどれも遅かれ早かれ行う必要のある事業であるとは思いますが、しかし、本当にどの事業も今すぐに行うべきものなのか、事業の実施方法については適切なかどうかについては、疑問があります。そこで、今回の補正予算案を作成する過程、臨時交付金を活用して行う事業の決定根拠、事業の優先順位づけをどのように行われたのか、具体的に教えて下さい。

<答弁>

地域活性化・経済危機対策臨時交付金に係る補正予算案に関するご質問にお答えします。

一般会計補正予算第3号における地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用する事業の選定につきましては、本来4月10日の「経済危機対策」において示された本交付金の趣旨を踏まえ、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現及びその他の事業に該当する事業のうち、4月11日以降に補正予算化する追加事業で、原則として年度内に実施される事業に活用することとしたものでございます。

具体的には、本交付金の対象となる事業の範囲及び趣旨に照らし、事業の緊急性や実効性、次年度以降に計画されている事業を前倒しした場合の本年度における実現可能性等について精査するとともに、各部局における事業の優先順位をも勘案の上、このたび提案申し上げております事業を選定したものでございます。

②今回補正予算案として提案されている事業については、既に大阪府、国に対して事業要望が行われたと思いますが、そうであれば、この7月臨時会で行うことは、審議ではなく、確認ということになってしまうと思われます。大阪府、国に対して事業要望を行った後で、議会に補正予算案を提案することになってしまったのは何故なのか？お答え下さい。

<答弁>

交付金対象事業の実施計画につきましては、5月29日の国の補正予算の成立から概ね1か月を目途に全地方公共団体について、提出を行うよう要請があり、これに必ずる形で提出したものでございます。

③大阪府、国に対して、事業要望を既に行われていることに関連した今回の補正予算案が、仮に、議会で否決された場合は、どのようになってしまうのでしょうか？全く臨時交付金が受けられなくなってしまうのか、もしくは、改めて、修正し、議会で議決された事業 要望を国に対して行うことができるのでしょうか？お答え下さい。

<答弁>

このたびご提案申し上げております補正予算案の全部または一部が議会においてご承認を得られなかった場合には、その部分について実施計画の修正が必要となるものと考えております。

(意見)

今回の補正予算案策定の過程について伺いましたが、具体的な事業の優先順位づけについては、いまいよく分かりませんでした。今回ご提案されている事業が全て、最優先すべき事業なのかどうかの判断材料・指標がかなり乏しい気がします。各部局において事業の優先順位づけをされたとのことですので、詳しくは委員会で改めて質問させて頂こうと思います。また、補正予算案の全部または一部が 議会で否決されたとしても、実施計画の修正が可能とのご答弁でしたので、委員会ではじっくりと付託された一つ一つの事業について細かく審議させて頂きますので、よろしくお願いします。